

## 狭域通信システムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の識別符号について

令和5年10月1日

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

電波法施行規則第六条の二第二号に該当する識別符号は、総務省告示第268号により一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（TELEC）が管理する者と定められております。

TELECは、以下の手順により識別符号を管理いたします。

- 1 技適もしくは工事設計認証の申込前に、技適申込者もしくは認証取扱業者におかれましては、所定の申込書により識別符号のお申込を頂きます。
- 2 TELECはすみやかに12桁の識別符号のうちの「申請者別数字」を通知書として発行し、管理を行います。識別符号の構成としては下記になります。

申請者別数字	: 3桁
個別数字	: 9桁
- 3 識別符号のお申込者は、「申請者別数字」に続く「個別数字」を、お申込者の管理しやすい番号で任意で使用し、その番号に対応した製造番号の無線設備に識別符号を装備することになります。

個別コードの数を超えて使用したい場合には、再度TELECにお申込を頂くこととなります。その際には、以前使用した申請者別数字（識別符号）を申込書備考欄に記載して下さい。

手数料は、お申込毎に22,000円（消費税については外税とする。）となります。請求書を通知書とともに送らせて頂きますので、2ヶ月以内の振り込みをお願い致します。

以上